川越市告示第７５１号

屋外広告物法第７条第４項の規定に基づき除却した屋外広告物等を同法第８条第１項の規定に基づき保管したので、川越市屋外広告物条例第２１条第１項の規定に基づき屋外広告物等の所有者等に返還するため次のとおり告示する。

令和８年１１月１３日

川越市長　森　田　初　恵

１　屋外広告物等の名称又は種類及び数量

張り札　　２０　枚

立看板　　１　　個

２　放置されていた場所及び除却した日時

国道及び県道の市内全区間、市道の全区間並びにこれらに面する場所

令和８年１０月１日午前９時３０分から令和８年１０月３１日午後５時１５分まで

３　保管した日時　令和８年１０月２１日　午後３時

４　保管の場所　旧西清掃センター（笠幡３２２９―1）

５　問い合わせ　川越市都市計画部都市景観課

電話　０４９-２２４－５９６１　内線３２７３